

第 1 回

立木公売案内

【分収造林皆伐】

日 時 平成24年 5月29日（火）
午前10時入札

場 所 宮崎森林管理署 都城支署 入札室

< 問い合わせ先 >

〒885-0035

宮崎県都城市立野町3655-1

宮崎森林管理署 都城支署

TEL 0986-23-4566



第1回 国有林野産物公売公告（1）

下記によって、国有林立木を一般競争入札によって売払いますので、買受希望の方は現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款及び下記条件ならびに入札者注意書を承知のうえ入札してください。

記

1. 入札場所 宮崎森林管理署 都城支署 入札室
2. 入札日時 平成24年 5月29日（火） 10時00分
3. 開札日時 平成24年 5月29日（火） 入札後即時
4. 郵便入札の場合は、当支署に平成24年5月28日（月）17時までに到着するように送付してください。
5. 時刻は、当支署の時計によります。
6. 売払物件所在地及び物件明細は、別紙のとおり。

条 件

項 目	立 木
入 札 ・ 契 約 保 証 金	免 除
契 約 締 結 期 限	平成24年 6月12日（火）
現納条件（落札金額（消費税相当額を 加算した金額）に対して）	
延 納 条 件	
延 納 が で き る 対 象	国の分収金のみとする。
延 納 が で き る 金 額 （ 1 件 の 契 約 金 額 に 消 費 税 相 当 額 を 加 算 し た 金 額 ）	150万円以上
延 納 期 間 （ 限 ）	6ヶ月以内（1,000m ³ 未満） 10ヶ月以内（1,000m ³ 以上）
延 納 利 率	年 1.30 %
物 件 の 引 渡 期 限 （ 代 金 納 付 又 は 担 保 提 供 の 日 か ら ）	15日以内。 ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とします。
物 件 の 搬 出 期 間 （ 引 渡 し を 完 了 し た 日 か ら 起 算 し て ）	立木一般競争入札物件一覧表のとおり
特 約 条 件	別紙「特約事項」のとおり

平成24年4月27日

〒885-0035

宮崎県都城市立野町3655-1

宮崎森林管理署 都城支署

TEL0986(23)4566

国有林野産物公売公告（2）

1. 入札参加者の資格

- (1) 各森林管理局長が交付する「一般競争参加資格決定通知書（林産物売払）」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
- (2) 予算決算および会計令第70条の規定により当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することはできません。
- (3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は、入札に参加することはできません。

2. 入札方法

- (1) 入札は一物性毎に総額をもって入札してください。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
入札書に誤って消費税相当額を加算した総額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3. 郵便入札

郵便入札は、その封書の表面に「入札書在中(立木公売)」と朱書き、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出してください。

4. 電信入札

電信入札はできません。

5. 入札の無効

- (1) 前記1の「入札参加者の資格」に違反した入札。
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合に、郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

6. 契約の成立

- (1) 落札物件に係わる契約は売買契約書を作成し、双方が押印したとき確定します。
- (2) 落札及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額及び契約金額とします。
- (3) 消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は切り捨てます。

7. 違約金の徴収

- (1) 落札者が、期限内に契約を結ばないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。
- (2) 落札者が、契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税相当額を加算した金額）の10/100に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前記(1)、(2)号の違約金を森林管理署長等の指示する期限まで納付しないときは、一般競争参加資格を取り消し、又はこの資格を付与しません。

8. 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は契約締結の日から15日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。
- (2) 担保提供期限は、契約締結の日から15日以内とします。

9. 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認められます。
- (2) 支払い保証手形の保証する延納も認められます。ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。
- (3) 担保

(ア) 国債

(イ) 地方債

(ウ) 金融債（長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債権）

(エ) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形

(オ) 金融機関に対する定期預金金融債権

10. その他

- (1) 入札者は、一般競争参加資格確認通知書を持参してください。
- (2) 入札者が、代理人の場合は委任状を提出してください。

平成24年4月27日

分任契約担当官

宮崎森林管理署 都城支署長

工藤孝

入札者注意書（１）

1. 入札方法

- (1) 入札は売払物件ごとに総額をもって入札してください。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2. 入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押してください。

3. 入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4. 入札の無効

- (1) 公売広告（２）－１に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合にあつて郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到着しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

5. 入札書記載上の注意事項

- (1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあつても、また、入札者がこのことに気付く落札以前に訂正、又は取消しの申し出があつても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
- (2) 入札金額は、はっきりと記載して下さい。ケタ違いや金額の書き違いがないようにして下さい。
- (3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載してください。
- (4) 法人の場合は、正規の代表者印を必ず押してください。
- (5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにしてください。

6. 無効の申出

- (1) 無効の申出は、開札前には受理しません。
- (2) 落札宣言後は、どのような理由があつても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

7. 落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わつて抽せんします。

8. 入札の中止等

森林管理署長等は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の事由により正当な入札を行うことができないと認めるときは、入札を中止し、又は取消すことがあります。

入札者注意書（２）

- 1 入札物件の内、１０１～１０７号物件は分収造林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件には、混生木等（分収木以外の立木、当支署長が指定）があるものがあります。混生木等については、当支署長が指定する期日までに売買契約を締結していただきます。
なお、混生木等については立木一般競争入札物件一覧表の特約事項に記載してあります。
- 3 分収木売払代金の民収分は、分収造林契約者に払い込んでください。
 - （１）１０３号物件の分収割合は国２．８民７．２です。
 - （２）１０４号物件の分収割合は国２．２民７．８です。
 - （３）上記以外の物件の分収造林は国３民７です。
- 4 買受代金を延納とすることができる場合
 - （１）国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
 - （２）分収造林契約者の分収金に相当する金額（民収分）については、現納とします。

特 約 事 項

- 1 搬出にあたっては、別紙立木一般競争入札物件一覧表の特約事項のとおり。
また、特約事項に記載の無い箇所の搬出路の開設に当たっては、森林管理署長等の指示によるものとします。
- 2 保安林の物件についての伐採協議は終了していますが、支障木発生時には再度伐採協議が必要となりますので、協議完了後でないと伐採は出来ません。
- 3 また、林内車道及び架線を開設する場合には、土地の形質変更協議が必要となります。
協議完了後でないと伐採搬出は出来ません。
- 4 木材搬出にあたっては重量制限を守るとともに、雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合にはトラック配車の調整や、損傷防止（鉄板・敷砂利等）の策を講じて下さい。これを怠り著しい損傷があった場合には、復旧工事をお願いすることになります。（併用区間にあたっては関係市長、地元管理道にあたっては関係組合等との協議をお願いします。）
- 5 当該物件の伐採、搬出その他の作業に当たっては、林産物契約約款第３１条を遵守するとともに、枝条等跡地の整理については森林管理署長等の指示するところにより行うこと。

平成24年度 立木一般競争入札物件一覧表

宮崎森林管理署 都城支署 (全7件)

売払 番号	国有林名 林小班	伐採種 皆伐	林齢 53	面積 (ha)	樹種 スギ	種別 生立木	一般材		低質材		計		摘 要
							本数 2,225	材積(m3) 1,033.98	本数 73	材積(m3) 15.39	本数 2,298	材積(m3) 1,049.37	
101	長谷	皆伐	53	1.95	スギ	生立木	2,225	1,033.98	73	15.39	2,298	1,049.37	公売 分収造林 四家森林事務所内 TEL=0986-55-1011 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項 ・当該地は、保安林のため保安林協議等が、必要となります。
	22㍻												
102	長谷	皆伐	50	6.43	スギ	生立木	6,979	3,858.65	223	33.44	7,202	3,892.09	公売 分収造林 四家森林事務所内 TEL=0986-55-1011 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項 ・当該地は、保安林のため保安林協議等が、必要となります。 ・林内に混生木(他広 3本 2.68m3)があり、別途買い受けになります。
	22㍻1												
103	長谷	皆伐	41	9.89	スギ	生立木	3,830	1,644.44	905	112.41	4,735	1,756.85	公売 分収造林 四家森林事務所内 TEL=0986-55-1011 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項 ・当該地は、保安林のため保安林協議等が、必要となります。 ・林内に混生木(他広 12本 9.55m3)があり、別途買い受けになります。
	22㍻				ヒノキ	〃	4,983	1,229.47	2,970	302.17	7,953	1,531.64	
104	長谷	皆伐	42	9.65	ヒノキ	生立木	8,763	2,281.82	4,490	451.49	13,253	2,733.31	公売 分収造林 四家森林事務所内 TEL=0986-55-1011 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項 ・当該地は、保安林のため保安林協議等が、必要となります。 ・林内に混生木(他広 11,631本 62.01m3)があり、別途買い受けになります。
	22㍻												
105	青井嶽	皆伐	55	1.61	スギ	生立木	1,159	772.68	226	29.12	1,385	801.80	公売 分収造林 青井嶽森林事務所内 TEL=0986-57-2720 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項 ・林内に混生木(他広 2,048本 106.29m3)があり、別途買い受けになります。
	1101㍻				ヒノキ	〃	34	12.95	13	2.52	47	15.47	
		合計		1.61			1,193	785.63	239	31.64	1,432	817.27	

飛松 番号	国有林名 林小班	伐採種	林 齢	面積 (ha)	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要		
							本 数	材 積(m3)	本 数	材積(m3)	本 数	材 積(m3)			
106	果之浦 2109ぬ	皆伐	36	3.30	スギ	生立木	3,058	1,594.54	87	22.71	3,145	1,617.25	分収造林 西小林森林事務所部内 TEL=0984-23-1964 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項		
107	果之浦 2117に	皆伐	35	3.94	スギ	生立木	3,058	1,594.54	87	22.71	3,145	1,617.25	分収造林 西小林森林事務所部内 TEL=0984-23-1964 ◎ 搬出期間 36ヶ月 ◎ 特約事項 ・当該地は、保安林のため保安林協議等が、必要となります。		
							3,519	1,973.28	230	36.82	3,749	2,010.10			
		合 計		3.94			3,519	1,973.28	230	36.82	3,749	2,010.10			

現 地 案 内 日 程 表	期 日	時 間	集 合 場 所	対 象 物 件 番 号 及 び 林 小 班	備 考
5月24日(木)	午前10時00分	生駒高原花の茶屋駐車場 (県道1号線沿い)	106号 2109ぬ 107号 2117に		